

確認印

案件名称

令和8年度 福島区役所一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

仕様書

大阪市福島区役所

1 案件名称

令和8年度 福島区役所一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

3,320kg (参考:令和6年実績 約3,320.65kg)

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

【大阪市福島区役所】大阪市福島区大開1丁目8番1号

(3) 収集日、収集時間、収集回数

原則として週2回

土・日・祝及び年末年始(12月29日～1月3日)をのぞく9時から14時までを基本とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

(4) 作業手法

ア 福島区役所の廃棄物保管場所前でごみを引き渡しするので収集すること。ごみの分量については発注者で計量する。

イ 収集したごみは、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

ウ 収集運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

エ 本市処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の指示に従い対応すること。

オ 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の承諾を得ること。

カ 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

キ 作業に伴い飛散・散乱したごみはきれいに掃除すること。

ク 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況

について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。

7 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、収集作業に使用する車両について発注者に「使用予定車両届」及び必要書類(車検証(写し)、車両写真(前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもので、前姿、後姿についてはナンバープレート、側姿については大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っていること)、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書)を提出し、承認を得ること。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務に使用する車両が大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されていない車両(大阪市承認車両でない車両)でなければならない。
- (4) 本業務に使用する車両については、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画書上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路(往復)
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線(※1)
その他	高速道路又は夢舞大橋(※2)

(※1) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

(※2) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

(4) 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、直ちに自ら適切な処理を取り、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者に連絡し、指示に従うこと。

(5) 本業務を遂行するにあたっては、発注者と十分に連絡、調整を行い円滑に遂行すること。

10 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

発注者が計量したごみの数量を受注者は収集時に確認し、報告書(作業月報)に記載する。報告書に記載された数量を収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 報告

受注者は、毎月の作業終了後、発注者の指定する報告書(作業月報)を作成し、業務実施月の翌月10日(ただし、3月分はその月末)までに発注者に報告すること。

13 作業実施上の留意遵守事項

(1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。

(2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

(3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

(4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。

(5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。

(6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

14 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15 経費の負担

本業務にかかるごみ処分費及び使用する運搬用具・機材の一切は、受注者の負担とする。

16 概算契約

本業務の数量は概算であり、受注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、履行期間の最終日をもって収集運搬量を確定し、契約金額を確定するものとする。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細(別紙)については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

20 損害の負担

受注者の故意又は過失により、処理施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。

また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

21 関係法令の遵守

業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例、同規則、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令・規則等を遵守するとともに、大阪市の定める大阪市一般廃棄物処理基本計画、同実施計画に従って誠実に業務を履行すること。

また、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

22 その他

(1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

(2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

(3) 本契約は、令和8年度予算の発効をもって有効とする。

23 事業担当

〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号
福島区役所企画総務課(総務)
電話 06-6464-9625 FAX:06-6462-0792

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（企画総務課 06-6464-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（企画総務課 06-6464-9625）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。